

みやき町通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政サービスの向上及び業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、犯罪の防止及び職員への不当な圧力の排除を目的として庁舎及び町施設に設置する通話録音装置の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話中に、通話内容を録音し記録する装置をいう。
- (2) 通話録音データ 通話録音装置により記録された音声、通話日時、通話時間、通話当事者の電話番号等の電磁的記録をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、総務課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うため必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者(以下「管理取扱者」という。)を置くことができる。
- 3 管理責任者は、管理取扱者以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

(通話録音装置の設置等の公表)

第4条 管理責任者は、通話録音装置の設置、利用目的、運用方法等について、町のホームページ等において公表するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 管理責任者及び管理取扱者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者及び管理取扱者は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のための必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者及び管理取扱者は、通話録音データにより知り得た情報を、通

話録音装置の設置の目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。ただし、法令に基づく場合及び法第69条第2項の規定に基づく場合は、この限りでない。

(通話録音データの保存及び廃棄)

第6条 通話録音データの保存期間は、通話録音装置本体内の電磁的記録媒体の記録容量の範囲で当該機器により自動更新されるまでとする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 通話録音データは、記録された時の状態で保存し、加工してはならない。
- 3 通話録音データは、複製してはならない。ただし、法令に基づく場合及び法第69条第2項の規定に基づく場合、法第76条の規定による開示の請求があった場合、みやき町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第2号)の規定による開示の請求があった場合並びに管理責任者が通話録音装置の設置の目的を達成するため特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 4 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話録音データを複製した場合は、施錠できる収納庫等に複製した通話録音データを保管するなど、適切に管理しなければならない。
- 5 管理責任者は、複製した通話録音データについて、その目的が達成されるなど、保有する必要がなくなった場合は、速やかに破棄しなければならない。通話録音データを保存した電磁的記録媒体を破棄する場合は、破碎その他の通話内容等を復元することができない方法により行うものとする。

(通話録音データの利用及び提供の制限)

第7条 管理責任者は、第1条に規定する目的以外の目的のために通話録音データを自ら利用し、又は次の各号に掲げる場合を除き、通話録音データを外部に提供してはならない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により文書による要請を受けたとき。
 - (3) 通話録音装置の設置の目的を達成するため、管理責任者が特に必要と認めたとき。
- 2 管理責任者は、通話録音データを外部に提供したときは、次に掲げる事項を通話録音データ情報提供記録簿(様式第1号)に記録し、保存しなければならない。
 - (1) 提供年月日及び時間

- (2) 対象通話録音データの年月日及び時間
 - (3) 提供先の所在地、所属機関、職・氏名及び連絡先
 - (4) 提供した通話録音データの内容
 - (5) 提供の目的及び理由
- 3 管理責任者は、通話録音データを提供するときは、最小限の範囲にとどめるとともに、情報を提供する相手方に対し、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。
- (1) 通話録音データを適正に管理すること。
 - (2) 前項第5号の目的以外の利用及び第三者への無断提供をしないこと。
 - (3) 前項第5号の目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに提供した通話録音データの消去、記録媒体の破碎等により破棄し、又は記録媒体を返却すること。

(苦情の処理)

第8条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

通話録音データ情報提供記録簿

提供年月日/時分	年 月 日 (曜日) / 時 分
提供対象 通話録音データの 年月日/時分	年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分
提供先の所在地、 所属機関、職・氏名 及び連絡先	所在地 所属機関 職・氏名 連絡先
提供した通話録音 データの内容	
提供の目的及び理由	